

## 第3回入札監視委員会議事録

平成20年3月10日(月)

2階第1小会議室

### ○総務部長挨拶

今年度、3回目の入札監視委員会となる。前回もお話しているが、長官通達が改正となり委員会の制度が変更となるので、審議の後、これからの運営方法についても御相談させていただきたい。

また、発注者綱紀保持マニュアルも作成されているので、「のど元を過ぎれば熱さを忘れる」ということがないようにしたい。

国会等から随意契約の執行状況について資料要求が続いており、入札、契約については国民の疑惑を招かないよう取り組んでいくことが重要になると考えているので、先生方には今後も厳正なチェックをよろしくお願い申し上げます。

### ○新井委員長挨拶

一言、委員を代表して御挨拶申し上げます。20年度から本腰を入れて入札制度改革が行われいくことになるが、何故そのようなことが必要か、それが将来に、どのような影響を及ぼすのかということ推測していくことが大事だと考えている。本委員会がそのような方向付けの場として機能していくように考えている。

### ○報告事項

(事務局から第2、第3四半期の契約状況、審議案件の抽出状況等について資料に基づき報告)

### ○抽出にあたっての考え方について石井委員より説明

#### (石井委員)

抽出は無作為抽出ということだが、今回、初めて抽出の担当となり、どのように抽出すればよいのかわからなかった。そこで次回以降の抽出は委員の裁量でも指定できるということ考を考慮して、同一の工種、同一の市場(地域)を意識して2期通して抽出してみた。

#### (新井委員長)

私も10年以上委員会をやっているが、無作為ということをやっている。しかし抽出対象の件数が多くても少なくても抽出が1件というのでは、抽出の意味から外れているのではないか。全体を見て審議することが基本なのだが、物理的に無理があるから抽出調査するというのが本来の意味であろう。抽出対象数の多少に関わらず1件抽出では、本来の意味

と違うのではないだろうか。

**(石井委員)**

今回の抽出にあたり考えて見たのだが、無作為では選びようがなくなるし審議の意味もなくなってしまふ。

**(新井委員)**

私は、鉛筆を立てて選んでいる。無作為だから自分の意思は交えないことにしている。

**(石井委員)**

随意契約との相違を契約方式ごとに比較するということがこれまでの委員会の主目的の一つだと聞いていたのだが、そのことで情報として何か帰ってくるものがあれば制度の趣旨があると思うので委員会設置の趣旨に則って選んでみようと思った。無作為というのは本当に可能だろうかと思う

**(企画調整室長)**

本日お諮りする事項になるが、抽出方法は次回から変えることになっている。無作為というのは本来、委員長が言うように、まさに意思を交えずに選ぶということだと思うが、果たしてそれで良いのかどうかという問題についても、本日の審議の後で御意見を伺いたく思う。

## ○前回の積み残し事案の回答

治山課長及び企画調整室長より内部委員会の審議についての透明性をどのように確保するかについて説明。

## ○今回の抽出事案の説明

各担当課長より資料に基づいて説明

## ○今回の抽出事案の審議

### **全般的な事項についての質問・意見**

**(淵上委員)**

企画競争が散見されるが業者への周知はどのように行われているのか。一堂に会して説明会をしているのか。

**(治山課長)**

すべて局署の掲示板とインターネット公告で行っている。説明会とか個別の業者への通知などはしていない。また、新聞での公告も行っていない。林野庁が一般競争に移行したということは各社知っているの、各社にネット公告を確認する社員の方がいるようだ。

### **7-1 磐城署・北海道沢復旧治山工事(工事・一般競争)**

**(新井委員長)**

今回は、一般競争が 101 件と大分多くなってきているけど、全般的に見ると指名競争に比べて参加業者数が相当少なくなっているようだ。

今までは、つきあいで参加していた業者も多かったと思うが、そういうことは改善されていくのだろう。この工事の場合は 4 社が参加しているが、この沢での施工は今回が初めてなのか。

(治山課長)

以前にも工事は行われており、全体計画に沿って順次施工している。

(新井委員長)

この業者は、この沢に以前から入っている業者なのか。これまでは一度、手をつけた業者が継続的に契約をとるケースが多かったようだが、今まで、どんな業者が入ってきたのか。今回参加したのは 4 社だが、4 千万円の工事の場合、指名競争では何者指名するのか。

(治山課長)

これまでの落札業者については調べてみないと解らない。指名競争では 10～15 者ぐらい指名する。

(石井委員)

競争参加資格はあるのでしょうか。

(治山課長)

公告に参加資格は書いてあり、この工事は C 等級だから業者のランキングで B、C、D ランクの業者、福島県内に事務所があり治山事業の経験がある業者などという条件を付けて、それをクリアする業者であれば参加資格はある。かつての指名業者であれば資格があることになる。

#### **7-2 福島署 白津川支流復旧治山工事(工事・指名競争)**

(新井委員長)

15 者選んで 9 者参加ということだが、これまでに比べて辞退が多いのではないかと。

(治山課長)

今回は指名競争とはいえ、一般競争のシステムが整備されるまでということで実施した、「絞込みを行わない指名競争」で、福島県の名簿にあがっている業者で等級が見合う業者について全て指名した。

(新井委員長)

指名される業者が、他の発注と重なることもあるのだろう。

#### **7-3 吾妻署 万座地区熊池下部地すべり防止工事(工事・随意契約)**

質疑なし

#### 7-4 上越署 音沢地区（カツボ田）地すべり防止事業機構調査（コンサル・一般競争）

（新井委員長）

これは、参加者が少なく2者しかいない。以前も話したのだが、一般競争入札になると1者になってしまうことがある。

一般の方から見ると、1者でどうして競争かという疑問をもたれるのではないか。今回の契約を調べたら、101件の工事契約のうち13件が1者のみで入札している。全てを見た訳ではないが落札率も1者の場合には高止まりの感があり、2者なら良いのか、3社なら良いのかという問題もあるが、1者というのはやはり好ましくなく思える。

（石井委員）

私も委員長と同じ意見で1者というのは好ましくないと考えているが、制度的には予定価格の範囲内であれば有効ということになる。本来的な競争入札の趣旨から言うと1者というのはおかしいのだが、制度改革そのものにかかる問題となってしまう。

（新井委員長）

だから暗黙のうちに、「あの工事は、あの業者が取るから参加しない」というようなことが将来的に起きてくる。そんな感じがしている。制度的には1者でも競争入札であるということで、公募したのだからやむを得ないということになるのかもしれないが。

（淵上委員）

13/101という話が出ているが、その数は増えているのか。最近の新聞によると、民需の方が都合が良いということで、官公需を敬遠するという現象が起きているとのことである。

（治山課長）

ある種の危機感があり関東局だけでなく他局でも同様の傾向があるようだ。聞いた話では、他省の出先機関でも応札者がいないということが多々あるらしい。

（淵上委員）

そういうことになってくると、本来、あまりふさわしくない者が落札するという事態が懸念されてくる。

（治山課長）

応札者を増やす努力をしていく必要はあるが、あまり条件を緩くし過ぎて技術力の無い者が参加するということがないようにしなければならない。

#### 7-5 局 宝川地区山地森林水土保全機能調査（コンサル・随意契約（企画競争））

（石井委員）

企画競争の審査結果ということで、点数が付けられているが点数の要素に見積金額は含まれるのか。例えば、落札者の見積金額が、より高額だったとしても、採点には影響しないのか。

（治山課長）

点数は我々の求めている調査をどの程度実施できるかという観点から経験や技術力などに応じてつけられるが、価格要素は点数に含まれない。

(石井委員)

あくまで審査結果で判断するということのようなのだ。これは将来的にも随契（企画競争）ということになるのか。総合評価落札方式には移行しないのか。

(治山課長)

調査については、まだ総合評価による一般競争がないので、制度ができるまでは企画競争は残ることになる。

**7-6 局 三川支流地区松木沢観測監視区域地形測量業務一式(役務・随意契約)**

特になし

**7-7 局 棚倉署 造林請負事業 保育間伐活用型 850m2(生産請負・随意契約)**

(新井委員)

落札率はどのくらいか。

(販売課長)

95%程度で落札。

(石井委員)

長期協定システムによる販売は今年度で終わりということですね。

(販売課長)

20年度で終了し、翌年度からは無くなる。

**7-8 磐城署 柿平沢復旧治山工事(工事・一般競争)**

特になし

**7-9 上越署 貫地区外直轄地すべり防止事業機構調査(コンサル・一般競争)**

(石井委員)

今までは、このような案件はもっと参加者が多かったのか。やはり緑資源事件の影響があるのか。

(治山課長)

一社だけ指名停止を受けているが、他のところも疑惑を持たれた事件であり、裁判にもなっていたので、他のところも参加しなかったのではないかと思われる。

**7-10 群馬署 道平外1林道災害復旧調査業務(コンサル・随意契約)**

特になし

**7-11 局 建物賃借30戸(役務・随意契約)**

(新井委員長)

これは一室あたり月いくら払うのですか。

(職員厚生課長)

5万3千円です。

(新井委員長)

空き部屋があると国の負担となるわけだが、今どれくらい空いているか。

(職員厚生課長)

年度当初は満室であったが、その後の人事異動で現在は3部屋空いている。

(新井委員長)

国の持ち出しはほとんど無いということか。それは良い方法だ。

#### 7-12 茨城署 造林請負事業 保育間伐活用型 850m2(生産請負・随意契約)

(新井委員長)

これも落札率はどれくらいか。

(販売課長)

96%くらいです。

(新井委員長)

審議を急いで申し訳なかったが、抽出事案の審議は以上で終了です。

#### その他の事項

(増田室長)

やはり一般競争入札で1者よりは、指名競争で10者の方が良いのだろうか。

(石井委員)

競争入札という制度から言えば、参加者ができるだけ多い方が良いだろうと思う。もし、どうしても参加者が少ない場合には、制度的には指名競争をできることになっている。

その前に、もう少し一般競争で地域要件を緩和するなど努力してみて、それでも参加者が増えない場合には指名ということも有りうると思う。1者というのは、本当は好ましくない状況である。

(森林整備課長)

我々としても入札への参加を広く呼びかけるという事は行っているが、自分の個人的な経験でも現場代理人、安全監督者などのレベルでの会合で、「これからは受注者側も仕事を選ばせてもらう時代です。利益が出ない仕事には応札に行きません」と言われたりしている。また、もう一点事情として考えられるのは、工事では専任の技術者を配置しなければならないが、各社とも抱えている技術者の数が限られている中、工事箇所の兼任をさせることはできないというルールがあり、利益が上がらないと思われる国有林の仕事は最初から取りに行かないという経営判断がされているようだ。

(石井委員)

制度の変わり目なので業者も動けずに様子見ということもあると思うから、もう少し落ち着いた段階で判断する必要はあると思う。先ほどの話にあったように、技術者数とかコストの問題ということであればどうしようもないが、そのようなこともありうる。

さまざまなことを試みた中で、一番効率的な方法を選ぶということではないか。

(高田委員)

全般的なことになりますが、林野庁や局では低入札の審査の場があると思うのだが、今回は審査対象にひっかかる契約は無かったのか。数は多いと思うのだが。

(総務部長)

1千万円以上の工事については審査を行っているが、コンサルなどは対象となっていない。

(高田委員)

仕方がないのでコンサルは除くとして工事で、コードのDは指名競争の工事だが65%以下というのがあったと思う。そう例えば中越署のD7とか、これは低入札に該当しなかったのか。

(治山課長)

これは低入札に該当し調査した上で落札となった案件である。

(高田委員)

調査には外部の委員は入っていないだろう。署内持回りで決裁して終わりにしているのではないか。

(総務部長)

署の内部調査ではあるが、業界からしっかり資料を提出させるなどして行っている。

(高田委員)

釈迦に説法だが、予定価格は「それ以上だったら絶対駄目よ」という厳然たる価格であるのに、下回る価格だったら5割でも良いなんて素人が見てもおかしい話で、発注者の皆さんが適正な積算をしているのだから、常識的にそれが5割で可能な訳が無い。それがパスしたとはどういう審査したのか。それはコンサルだって発注者で積算しているのだから同じことだ。それで本当にいいのか。林野庁としてそれで良いというなら何も言えないけれど、安くて良いものならいいのかもしれないが、「安かろう、悪かろう」とならないために、どのように成果品の質を担保し、どうやって判断するのか。言っては悪いが、皆さん、今では全てコンサルに丸投げしている。昔は調査・設計などは全て内部で行っていたはず。皆さんの方で成果品を評価できる訳がない。入庁以来、誰もそんな業務をしたことがないのだから。そうすると誰が評価するのですか？という話になる。

もう一つは、適正な積算をしているものが、4割5割で落札となるのはどこかに不正があるはず。当該都道府県における最低賃金を下回っているとか、車両を8時間の稼働時間と見ているとか、ミーティングを勤務時間に含めていないとか、確かにコンサルは分析しに

くいのだけれど、それなら放置してもよいのか。

**(企画調整室長)**

低入札の件については前回も御意見があったので、本庁に相談したところ、本省官房でそういう調査基準価格制度について検討している状況と聞いているので、そちらの状況を見てから対応したい。

**(高田委員)**

2～3年は何もしないということか。これからは、「安かろう、悪かろう」をどのように判別するかということが一番大事になってくる。工事なら成果品に顕著に現れるので判る。

しかしコンサルなどのノウハウ的なものは、やりにくい部分もあるのは確かで、どのように判別していくのか。

**(治山課長)**

低い価格で落札されるコンサル業務が存在するのは確かだが、今の局には、判断する技術が無いのではないかという指摘については反論したいところもある。確かに入庁以来、継続して治山事業をしている職員は少ないかもしれないが、我々の職場の人間は、それなりに現場を見る目は持っていて、外注をしても、ある程度できたら局なり署で説明を受けて、疑問点があれば徹底的に追求し安いことを理由に成果品の質について妥協することは決してない。とことん要求し納得できるものでなければ成果品は受け取っていない。安い価格で業務を取れるかもしれないが、その分、却って損してしまうということもあるということは、業者もわかっているので、むやみやたらに安い価格で入れてくるということではなく、よっぽどの事情があるとか技術に自信がない限り無理はしないはず。

**(高田委員)**

よっぽどということは倒産間際であるとかで、背に腹を変えられず労働者に違法な条件を強いているということがあるからこそ、こういう結果が出ているのではないか。そこを見抜かないとまずいのではないか。

**(総務部長)**

まず、低価格の調査というのは、ちゃんとした調査をするということで、業界からも様々な資料をとって、その段階でもいろいろあるが、一般的に低入札を入れたということは「大変なことだ。入れたまでは良いが後は大変だ」という認識を持ってもらうことが大切で、現場でもそのように指導していると思う。

**(経理課長)**

低入札の重点調査に該当するとさらに厳格に審査される。管内ではこれまでに1件だけ最低価格で入札した者が落札者とならなかった事例がある。

**(新井委員)**

コンサルは下請けや個人に出すというシステムは無いのだろうか。下請けをしていた業者が直接落札することで割安になることもあるだろう。高田先生が言ったように、賃金を削るケースや落札業者が商社みたいになって下請けに出すこともあるのではないか。調査

をしても、そういうことは、なかなか表には出さない。そういうことが見えないと本当のことはわからない。

(高田委員)

低入札については、当然、審査してOKにならないければ落札者にはならないと思うが、それは、局にあげて調査しているのか、それとも現場でやっているのか。

(治山課長)

重点調査に指定された工事については局で、それ以外は署で調査している。

(新井委員長)

今回の中越森林管理署は全般的に、かなり落札率が低くなっているけれど、何か事情があるのか。何社を指名したのか。

(治山課長)

この入札は、先ほど少しお話した、絞り込みを行わない指名競争で、たぶん新潟県内のCランクの約130社の全てに入札案内を出して何十社くらいかが応札した。制度の変わり目で混乱した時期だった。

(石井委員)

今回の測量・建設コンサルタント等業務については、緑資源機構の事件の影響があるのではないかと考えている。一般競争化して談合を排除した入札は、一律に80%ぐらいまで落札率が下がる。逆を言えば90とか95%くらいで落ち着いているのは要注意ということになる。そこで工事を見てみると90%台で落ち着いている。コンサル業務については、見積りに余裕があるということも考えられるのではないかな。

地方自治体で最低制限価格制度をやめて、低入札制度に移行したところがあるが、運用が難しく、変動制限価格制などに制度を改めている。

低入札制度を考えるときに、もう一つ考慮しなくてはならないのが職員の負担が重くなるということだ。これについては、早く林野庁として方針を決めて現場の負担が重くなるということを考えて制度設計しなくてはならない。一般競争入札化で落札率が一齐に下がってくると現場が悲鳴を上げてしまうということになる。低入札について、適切な履行が確保されるかどうかの見極めは実際には難しい面がある。

## ○次回以降の提出資料等について

### 提出資料の様式等について

(企画調整室長)

(参考資料に基づき説明)とりあえず、改正後の入札方式別発注工事・業務一覧表等について御意見があればお願いしたいと思います。

(高田委員)

まだ、新しい制度は始まっていないので、やっていく中で改善していくというのが良いのではないかな。

**(企画調整室長)**

これで全てをガチっと固めてしまうとは考えていないので、今後の運営の中で改善していく。私たちも、実際に資料を作成してみないと感触がわからない部分もある。

**(石井委員)**

4月から実際にやっていくためには、どのような資料を作成してもらえば良いのかということを考えてなくてはならないということで、意見を申し上げたのだが、確かに足りないところはあるかもしれない。

**(石井委員)**

談合にも市場というものがあるが工種別に市場があるのかどうか。ある署では、どうも業者ごとに各工種を2つずつ落札しているように思われるが、工種ごとに共通の市場の括りというものはあるのか関心を持っている。

**(治山課長)**

その括りの中で傾向が見えるかということか。

**(石井委員)**

9割前後で落札して業者も重複している。工種ごとの市場がどのように成立しているかを見る必要がある。地域ごとの市場はわかるが、経時的に見るにせよ工種によって市場が分かれるかどうかということも併せて分析しなければならない。

**(企画調整室長)**

その辺も分析してみて、もしマーケットがそのように分けられているのであれば、それによって地域市場を工種でわけて、そのうち一つをとって分析するというようにしてはどうかと思う。次回は、例えば治山に限定して、そのような分析も加えてみるということではよろしいかどうか。これは引き続き検討することとしたい。

**次回以降抽出件数、抽出方法について**

**(企画調整室長)**

19年度の第1四半期にあてはめて試算したところ70件ぐらいになり、抽出審議件数は10倍程度になる。

**(新井委員)**

林野庁が決めた数字ではあるけれど、区分別に5件というのは何か根拠があつてのことなのか教えてもらいたい。これまでの1件というのも疑問に思っていたが、全体を把握するための抽出として5件というのが意味のある数字なのだろうか。

建築確認じゃないけれど、厳しくしたら着工数が30%も減ってしまったということもあるから厳しくすれば良いというものではない。

**(高田委員)**

物品・役務も加えて、相当なボリュームになったときに、どうやって審議するのか。今までは、二時間でゆっくりと目配りができたのに、形だけの審議では何の意味もなくなっ

てしまう。

審議のボリュームが増えてくると、お役人は往々にして事前に資料をたっぷりと送ってきて目を通してくれというが、軽く考えすぎている。お金のことを細かく言うつもりは全くないが、民間の者がこのような仕事にかかる時間とコストという問題を十分にわきまえていただきたい。

(新井委員長)

単に多くやりましたというだけでは意味がない。

(高田委員)

本日の12件でも多すぎる。こんな資料でその案件の問題点なんてわかる訳がない。

(新井委員長)

それよりは今使っている分析表の方が、参加者数、契約率等が一目でわかるから使いやすい。我々に何をさせたいのか明確にしてほしい。何のために抽出するのかというあたりをはっきりしてほしい。

#### 内部委員会運営の透明化等について

(企画調整室長)

内部委員会について、外部のチェックをかける場は入札監視委員会しかないようなので、その透明性の確保ということについては、当委員会の中で求めていただければ、資料を提供し対応させていただきたい。

(高田委員)

私の関心事である低入札については、内部審議の状況を報告していただければ納得できる。しかし資料については、通りいっぺんの資料であれば見るのも無駄なので、そういうものであれば勘弁していただきたい。

(企画調整室長)

施工体系図等の提出については、以前から提出するよう定められている資料であったが、どういう経緯かは不明だが、現在は提出しなくなっている。

(高田委員)

他の同様の委員会でも見たことがない。出すだけ無駄ではないか。

#### 「予定価格を作成するための積算書における工種毎の積算額に対する入札参加者が提出する工事費内訳書における工種毎の積算額の比率をグラフ化したもの」について

(新井委員長)

何のために、そのようなグラフをつくるのか問題だ。それがわからない。

(高田委員)

だから、議論の対象にもならない業者のデータを出しても意味がない。最低価格を入れた業者以外の業者のこんな資料を集めて分析しても、まったく意味もないし、議論にもな

らない。業者の動きに対して警告しておくという効果はあるだろうが。

(企画調整室長)

このグラフは、談合においては、各折線がきれいに平行に並ぶ傾向があるということで、談合を推測する手助けになるものと聞いている。

(淵上委員)

これをつくるのは容易じゃないな。

(企画調整室長)

限られた人的資源で入札監視委員会を開催していかなければならないことから、できるだけ効率的、効果的には実施していきたい。

(淵上委員)

大切なのは、我々がこういう審議をしているということを、業者さんたちが認識するところとなる、つまり牽制効果を発揮させることである。そうでないと委員会は単なる入札研究会になってしまう。

(企画調整室長)

貴重な提言だと思う。そのようにさせていただきたい。

(石井委員)

議事録をわかり易く詳細に書いていただかないと牽制効果も働かない。今の公表されている審議概要だと自分の参加した入札が審議されているとわからないのではないかな。生のまま出せという訳ではないけれど可能な限り透明な形にしてほしい。

(淵上委員)

遠慮なく公表していただきたい。

(高田委員)

頂いた報告用の議事録は、世俗的な言葉も使わず、非常に論理的かつ網羅的にまとめているが、一般に対する公表であれば、「この四割で落札しているのはおかしい」と言った具体的な発言も、そのまま公表していただきたい。そうすれば、業者の皆さんもまずいなあというのがわかるのではないかな。

#### **委員長総括**

様々な意見が出たが、入札が適正に実行されるかどうかというのは、過去の例から見てもなかなか大変なことだと思う。まず業者さんから意識改革をしていただくのが大事ではないかな。業者さんは儲けるということが前提なわけだが、適正な要件でやってもらうことが大事である。そのへんの意識改革を促していただきたい。発注者側も意識改革は必要で何のためにやっているかということを念頭において、入札制度改革を進めていただきたい。我々も様々な意見を述べてお互いに有機的にやっていけることが大事だと思っている。当委員会がそのように働ければよいと思っている。